

令和4年度 養成講習会

# 住まいの防犯アドバイザー

## 新規登録案内

登録申込期限：**令和5年3月10日（金）消印有効**

この「新規登録案内」のほかに同封されている書類

- ◆登録申請書
- ◆登録条件誓約書
- ◆お振込情報ご連絡欄
- ◆登録規程
- ◆養成規程
- ◆返信用封筒



埼玉県住まいづくり協議会

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町 630

(埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ内)

TEL : 048-830-0033 FAX : 048-830-0034

# 1 登録について

## (1) アドバイザーの登録

- ・登録は、申請に基づき埼玉県住まいづくり協議会が行い、当協議会名の登録証が発行されます。
- ・登録証の棄損等の理由で再発行を希望する場合は、再発行の申請手続きが必要です。ただし、これに係る費用は、申請者の負担となります。

(※今回、新規に登録される方の登録日は、令和5年4月1日となり、有効期限は令和9年3月31日までとなります。)

## (2) 登録の条件

登録に当たっては、次の内容を遵守していただくことが条件となり、その旨を制約する登録条件誓約書を提出していただきます。

- ① 依頼主の期待に応え、住まいの防犯性が向上するよう、誠意を持って努めること。
- ② 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確かつ的確な情報の提供に努めること。
- ③ 依頼主の相談やクレーム等に対して、誠実に対応すること。
- ④ 関係法令を遵守し、更に高い品性とモラルの保持に努めること。
- ⑤ 住まいの防犯性の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努めること。
- ⑥ 住宅防犯診断については、適正な料金とすること。
- ⑦ 防犯診断等をした場合は、依頼主に報告書を提出するとともに、自ら5年間保管すること。
- ⑧ 依頼主から、ドア及び窓に係る防犯性の高い建物部品の紹介を求められた場合は、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されている部品を推薦すること。
- ⑨ 県民からの依頼に基づき、住宅防犯診断等を行うこと。
- ⑩ 職務上知り得た依頼主の個人情報等をもらさないこと。
- ⑪ 登録規定に基づき登録を抹消された場合、異議を唱えないこと。
- ⑫ その他、住まいの防犯アドバイザー登録規程を遵守すること。

## (3) 登録料

登録料は、10,000円となります。

## (4) 登録の取り消し

次のような場合には、登録は取り消されます。

- ① 建築士法第9条に基づく免許の取り消しを受けた者。
- ② 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者。
- ③ 宅地建物取引業法第68条の2に基づく登録の削除を受けた者。
- ④ 社団法人防犯設備協会から防犯設備士の登録の削除を受けた者。
- ⑤ マンション管理の適正化の推進に関する法律第33条に基づく登録の取り消しまたは名称の使用停止の処分を受けた者。
- ⑥ 社団法人建築設備技術者協会から建築設備士の登録の取り消しを受けた者。
- ⑦ 建設業法等の関係法令に違反した者。
- ⑧ 電気工事士法の関係法令に違反した者。
- ⑨ 埼玉県住まいづくり協議会リフォーム事業者登録制度(運用規定)の第15項協議会による事業者の登録抹消を受けた者及び登録の辞退をした者。
- ⑩ 住まいの防犯アドバイザー登録規定第6条の登録条件を遵守できない者。
- ⑪ 前各号に規定する者のほか、協議会が不適任と認めた者。

※ なお、上記により登録が取り消された場合には、登録料は返還しません。

## (5) 報告・助言

この制度を適切に運用していくため、必要に応じて協議会から報告や資料の提出を求めたり、助言を行ったりする場合があります。

※ このほか、登録に当たっては、同封の「住まいの防犯アドバイザー登録規程」をよくお読みください。

## 2 登録手続きについて

### (1) 登録に必要な書類

- ① 住まいの防犯アドバイザー登録申請書（1通）
  - ・ P 3、P 4の記入例をよく読み、必要事項を漏れなく記入してください。
  - ・ 記入の際は、黒または青のボールペンを使用してください。
  - ・ 登録料を払い込んだ際に発行される振込受付証明書を所定欄に貼付してください。
- ② 受講資格を証する書類の写し（1通）
  - ・ 養成規程第4条に基づく、建築士、宅地建物取引士、防犯設備士、マンション管理士、建築設備士、施工管理技士、電気工事士の資格証等及びリフォーム登録事業者の社員証等社員の証をコピーして添付してください。
- ③ 講習会受講修了書の写し（1通）
  - ・ 養成講習会終了時にお渡しした修了証をコピーして添付してください。
- ④ 登録条件誓約書
  - ・ この「新規登録案内」に同封されている誓約書をよくお読みのうえ、署名捺印して添付してください。
- ⑤ 写真（2枚）
  - ・ 申請前6ヶ月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景のもので、縦3cm、横2.4cmのカラー写真
  - ・ 1枚は、登録(更新)申請書の[写真]欄に貼付してください。
  - ・ 1枚は、裏面に氏名、生年月日、撮影年月日を記入し、登録証用として同封してください。
- ⑥ 登録料の振込受付証明書（原本）
  - ・ 下記の口座に振込をし、振込証明書等を申込書に添付してください。
  - ・ 振込手数料は自己負担となります。

振込先：埼玉県住まいづくり協議会

埼玉りそな銀行 県庁支店 普通 口座番号：4582359

### (2) 登録申請の受付

#### ① 登録(更新)申請の受付期間

**令和5年3月10日（金）までの消印(簡易書留郵便)有効受付とします。**

- ② 登録申請書類は、同封されている申請用封筒を使用し、簡易書留郵便にて郵送してください。封筒1通につき1人分の書類を封入するものとし、複数の申請書類を一括して郵送する場合でも、申請用封筒により各個人別に区分けしてください。
- ③ 簡易書留郵便以外につきましては、受付いたしかねます。普通郵便で郵送し、到着しないなどの事故が生じた場合には、申請の事実確認ができないため、当協議会では責任を負えませんのでご注意ください。

### (3) 登録証（カード）の送付時期と交付年月日について

- ・ 登録証は、令和5年3月末日までに郵送します。但し、事務処理上、多少遅れる場合も想定されますので、その際は、ご容赦願います。
- ・ 登録証の交付年月日は、令和5年4月1日となります。

## 住まいの防犯アドバイザー登録申請書

令和 5年 2月 21日

埼玉県住まいづくり協議会 様

(フリガナ) ボウケン タロウ

登録番号 〇〇〇〇

申請者氏名 防犯 太郎

防犯 印

新規登録者は、「修了証番号」

住まいの防犯アドバイザー登録規程第4条の規定に基づき、住まいの防犯アドバイザー登録を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

生 年 月 日	昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性 別	男・女
資 格	建築士(一級・二級・木造)、宅地建物取引士、防犯設備士、マンション管理士、建築設備士、建築・電気・管の各施工管理技士(1級・2級)、電気工事士(第一種・第二種)・リフォーム登録事業者	資 格 番 号	〇〇〇〇
協 議 会 (注1)	<input checked="" type="checkbox"/> 住まいづくり協議会会員 (企業名: ) <input type="checkbox"/> リフォーム登録事業者 (企業名: ) <input type="checkbox"/> その他 (企業名: )		

自 宅	住 所 〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10 電 話 048-829-2861 FAX 048-829-3786
勤 務 先	名 称 株式会社 埼玉不動産 所 在 地 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-15-1 電 話 048-830-557 FAX 048-830-4888
連 絡 先 選 択	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先
連絡用 PCメールアドレス	Sai-taro @ saijk.or.jp

※連絡用PCメールアドレスは、協議会からのお知らせ等の連絡にご使用いたします。

アドバイザー HP 掲載希望情報  (未記入の項目は、 HPから削除されま す。)  (注2)	表示先(必須): <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先	◎必ずいずれかにチェックを入れてください。 ※この記入例は、勤務先を選択した場合です。
	氏名(必須): 防犯 太郎 所在地(必須): さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話(必須): 048-830-557 E-mail(任意): sai-taro@saitamaken.com 資格(任意): 宅地建物取引士 会社名等(任意): 株式会社 埼玉不動産 備考(任意): 水曜日は定休日です。	資格は主な資格を2つ迄とし記入。  ※アドバイザーHPに掲載を希望しない場合は、未記入でお願いします。

## 添付書類

- 資格を証する書類の写し(1通)
- 講習会受講修了証の写し(1通)
- 登録条件誓約書
- カラー写真(2枚) ※この申請書に貼付けた写真の他に1枚
- 登録料の振込証明書等 ※登録申請書の裏面に貼付け

## [写 真]

縦3cm×横2.4cm  
正面、上半身、  
無帽、無背景、  
6ヶ月以内撮影  
氏名、撮影年月日

(注3)

※受付欄	※登録欄
	登録年月日 令和 年 月 日
	登録番号 第 号

※ 欄は記入しないで下さい。

記入例(裏面)

登録料振込証明

令和5年2月21日

埼玉県住まいづくり協議会 様

申請者 住所 さいたま市浦和区仲町3-12-10

氏名 防犯太郎 (防犯印)

住まいの防犯アドバイザーの登録申請にあたり、登録規程第7条に基づき、下記のとおり登録料の振り込みをいたしました。

記

<記入上の注意事項>

- (注1) 協議会欄には、住まいづくり協議会会員、リフォーム登録事業者、その他のいずれかにチェックし、企業名等を記入してください。
(注2) アドバイザーHP掲載希望情報欄には、県民に情報提供する内容を記入してください。HPに掲載を希望されない場合は、未記入でお願いします。
(注3) 写真の裏面には、氏名・生年月日・撮影年月日を記入してください。

振込証明書等貼付欄

¥10,000-

登録料について

- 新規登録料は、登録規程第7条のとおり、10,000円
○振込額が不足する場合は登録できません。
○振り込み後の返金は、理由の如何に関わらず対応いたしかねますので、振り込みの際には、十分ご確認ください。
なお、振込手数料は、申請者負担となりますので、ご注意ください。